



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 濱田 矩男
(コード番号 8129 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長
兼 財務部長 荻野 守
(電話 03-3419-7893)

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する
株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および本日（平成 28 年 5 月 19 日）付の「定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下「本総会」という。）での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

上記に伴い、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 65 回定時株主総会（以下「当社第 65 回定時株主総会」という。）においてご承認いただいた取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額についての定めを廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容の決定に関する議案（以下「本議案」という。）を、本総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本議案は、本総会に付議する「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの目的

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額は、当社第 65 回定時株主総会の第 3 号議案において、取締役の報酬等の額「年額 5 億円以内」のうち、「年額 50 百万円以内」とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して「年額 55 百万円以内（うち社外取締役分は年額 5 百万円以内）」にて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることといたしました。

なお、当該株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、本総会に付議する取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額の範囲内にて設定いたしました。

2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 550 個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員に対しても発行することを検討しております。

以上